

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

標準語の諸問題：

日本の「国語」とドイツの"Nationalsprache"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小野, 光代 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	<a href="https://doi.org/10.18956/00006315">https://doi.org/10.18956/00006315</a>

## 標準語の諸問題

—日本の「国語」とドイツの“Nationalsprache”—

小野光代

0. はじめに

1. 標準語の性質と類型
2. 標準語を表す名称について
3. 国語と日本語
4. Nationalsprache について

0. はじめに

我々日本人の言語は「日本語」なのだろうか、それとも「国語」なのだろうか。日本の言語の名前が「日本語」であることは、あまりにも明らかで、なぜこのような問いを立てるのか、と反論されそうである。それならなぜ我々の使う一カ国語辞典は「日本語辞典」ではなく「国語辞典」なのだろうか。人は通例、自分が何語を話しているかなど全くといってよいほど考えない。しかし我々の言語の場合、名称の問題は、近代日本語成立の問題に本質的に関わっているように思える。そもそも「日本語」も「国語」も我が国の長い文化の伝統のうえでは、ごく若い用語である。近代に入ってから、すなわち日本が明治維新を経て、欧米の先進諸国を目標として、近代国家への道を歩み始める時期に生まれた名称といっただろう。

明治維新まで日本社会は長い鎖国を経験した。二世紀半にわたって日本人は原則として、唯一の例外を除いて外国人と接触がなかった。すなわち他者の存在によって可能になる自己認識、ないしは自己確認の機会を持っていなかった。徳川將軍を頂点とする幕藩体制という封建的身分制社会のもとで、われわれの先祖は、われわれは「日本」に住み、「日本語」を話す「日本人」である、などという意識は誰も持っていなかったに違いない。もっともこのような歴史的

背景は日本にかぎったことではない。1871年の統一まで多くの領邦に分かれていたドイツや、1861年のリソルジメントまで分裂していたイタリアもある意味では同じような事情にあった。それにもかかわらず、それぞれの国の「標準語」、ないしは「民族語」の発達の歴史をたどると全く異なる経過を示している。ここでは日本語とドイツ語の例において、その標準語の成立と発達を観察し、その問題点を考察したい。しかしいわゆる比較研究や対照研究を目指しているのではない。「標準語」の成立と発展はそれぞれの言語、あるいはそれぞれの国（言語共同体）で異なるからである。「標準語」は言語現象であるばかりでなく、社会現象ないしは社会制度でもあるので、多くの研究者によって、その成立と発展には、当該の社会ごとに異なる要因が働く、ということが指摘されている<sup>1)</sup>。

標準語についての考察なので、ここではまず標準語は定義なしで使われている。標準語の性質と類型の観察から始めたい。

## 1. 標準語の性質と類型について

標準語を記述しようという試みは決して少ないわけではない。古くはブラーク言語学派の Havránek が書き言葉の自律性と規範性について述べ、さらに同時代の新興の民族国家における標準語制定の動きを観察して、標準語への発展は言語内在的要因のみでなく、言語外在的要因も関わることを、具体的な例を挙げて指摘した見解<sup>2)</sup>は繰り返し言及されている。すなわち20世紀前半に出された理論が今以て古くなってはいないのである。この論文の執筆に当たって、できるだけ新しい文献の利用を心がけた。その結果それらにおける記述も、部分的にはブラーク学派の理論に基づいていることを確認した。

このブラーク言語学派の創設者の一人 Mathesius は言語の機能性について議論を深めた最初の一人である。Daneš はこの言語の機能性を標準語決定の際の基準にすべきだと述べている<sup>3)</sup>。標準語の形成と性質について、主として Daneš と Guchmann に依って概観する。

〈標準語という概念あるいは現象はかなり固定した核と、拡散した周縁部からなっているが、この周縁部は隣接の現象とかなり交差しあっている。〉<sup>4)</sup> この Daneš の表現は言語現象を述べる際に避けることのできない抽象的な表現になっているが、ここから容易に理解できることは、標準語を明確な輪郭をもったものとしてとらえることは困難だということであろう。ここでまず標準語形成の中心的な動機となる機能的な要因として次の二つが考えられる。

- 1) 社会全体の、ないしは超地域的なコミュニケーションのための道具。
- 2) より高度の文化的、洗練された生活に必要なコミュニケーション手段。

この二つの動機から形成される標準語の特性を考えてみる。1) の場合は、まず標準語は地域的な、および社会的な変種から明確に区別される、さらには地域的なコイネ<sup>6)</sup> (インター方言、方言混合) から区別される。2) の場合は、標準語は通用語、すなわち超地域的な、全社会的なコイネとの間に弱い境界線を引く。

ここで用いられている用語は日常語の意味ではなく、社会言語学で定義されているものである。変種 (Varietät) は場合によっては「言語」と置き換えられる。地域的な変種は主として方言であり、社会的変種の代表的な例は社会集団語 (例えば、若者ことば等) である。通用語 (Umgangssprache) は標準語と方言の間に位置づけられており、主として話し言葉である。ドイツの研究者達は伝統的にコイネという用語を使わない。名称のところで触れるがそれぞれの国の学問の伝統上使用する用語に特徴が見られる。コイネはドイツでは「通用語」に該当するが、Daneš はこの通用語とコイネを別のレベルのものとして用いている。

これまで最終的な標準語の類型論は確立されていない。ここで標準語について包括的な研究を行った代表的な例として、M. M. Guchmann の試み<sup>7)</sup> を検討する。20世紀中葉に行われた研究なので、現時点からは、少し古い資料に基づく研究といわざるをえない。しかし Guchmann は当時のソ連における代表的な言語学者の一人であり、とくにドイツ標準語成立の研究では、優れた業績を上げた。彼女の研究はドイツ標準語成立に関する基本的な文献の一つに数えられている。また Guchmann の類型論の試みを検討することにより、「標準語」というものを歴史的、および地理的広がりにおいて概観することができると考えられるからである。

Guchmann は標準語を以下の3つのディメンションから考えた。

- 1) 標準語の機能の規模
- 2) 標準語の統一性の性格と標準語化の過程における状態
- 3) 標準語の通用語への関係。

1) 標準語の妥当性が限定されるもの、すなわち文書においてのみ、または口頭でのみ伝えられた場合、あるいはその両方の形態で用いられるが、その使用領域が限定されている場合等が区別される。最初の場合の例は、古典アラビア語や、ラテン語と競合した西ヨーロッパ中世の標準語などである。ホメーロスのギリシャ語は口頭でのみ伝えられた。全国で通用するとはかぎらない現代インドネシアの標準語は最後の場合の例である。

2) 標準語は最終的な統一的な規範を持つとは限らない、標準語化への段階があることが示される。まず第一に統一的な規範を持つ標準語があがってくる：現代ロシア語、デンマーク

語、グルジア語などである。次に標準語化された変異体を持つ標準語：例えば現代アルメニア語。さらには標準語化されない、地域的な変異体を持つ標準語が分類される。これには近代国家成立以前の多くの国の言語状況が当てはまる。最後に英語やドイツ語のように2カ国またはそれ以上の国で標準語として用いられている、程度の差はあれ標準語化された変異体を持つ標準語がある。

Guchmann は標準語と通用語の形態との関係を第3の次元としている。これは別の言い方をするならば、話し言葉あるいは文体の領域の問題といえよう。Guchmann はここでも3つのクラスに分けられる、としている。すなわち1) 現代の多くの標準語は独自の会話体を持っているが、この会話体へは様々なタイプの通用語が合流している。これが第一のクラスである。次に2) 16, 17世紀のフランスでは「宮廷のことば」が規範の基礎になった。この標準語は口頭のコミュニケーションにおいて用いられた。この規範形成からは「通用語」を使用する社会層は排除されていた。標準語形成の基盤は、より広い使用者層の言語を包括することが多いこと、さらに規範言語は、通例書き言葉において形成される、ということを見ると、この時代におけるフランス語標準語の特徴が分かるだろう。最後に3) 中世のアルメニア語、イタリア語、ドイツ語等の標準語は統一的な規範は形成されていなかったが、地域の話し言葉と強く結びついていた。

標準語は言語内の問題に限らず、政治、社会、経済、文化的な面からも考察されるべき多面的な問題であるので、一般には、現代の一言語にかぎって扱われることが多い。通時的、共時的にすべての標準語を包括するような類型論作成の試みはまだ成功していない。その中でGuchmann の試みは標準語というものを、歴史的な背景と、世界的な地域の広がりの中で考える上でさまざまな示唆を与えてくれる、といって良いだろう。

次にどのように標準語が形成され、発展するのかを概観する。標準語形成にとって、先の章の冒頭で述べた、社会全体に妥当する超地域的なコミュニケーション手段の必要性という機能的な要因は決定的なものである。それを実現するためには通例二つの可能性がある。母国語の基盤にもとづく場合と、少数例になるが、その国に存在する外国語の標準語を使う場合である。外国語使用の典型的な例は、ヨーロッパ中世におけるラテン語である。しかし当該の言語状況によって多くのバリエーションがある。標準語形成の問題でまず目につくのは、ある言語を使用している国、あるいは言語共同体の言語的、社会的、歴史的条件の多様性と複雑性である。例えば西ヨーロッパで古い文化の伝統を持つ国であっても、近代国家が成立する以前の封建社会のあり方は決して一様ではない。領土制、王権のあり方などそれぞれ異なっている。近代以

降、現代においては、新しいポスト植民地国家形態が生じた。その発展途上国あるいは民族のグループの自己主張や抗争など、現代社会の複雑さはそのまま言語問題と連携してくる。

ここで標準語形成への状況を単純化して次の二つに分けて考えることにする。その一つは標準語をもたないある（言語）共同体が全体的に発展した結果、標準語を必要とする段階に達する場合である。このような言語状況の一つのバリエーションに少数民族の社会層が特定のコミュニケーションの目的で外国語を使う場合がある。この状況のきわめて複雑な様相を東アフリカのポスト植民地国家群において見ることができる。

二つ目は、すべての面で高度に発達している古い文化の伝統を持つ共同体（社会）の場合である。日本も含めて多くの国々がこの範疇に入るだろう。これらの社会ではほとんどの場合、よく養成された標準語を持っている。しかしながらその言語は言語共同体の構成員によって様々な理由から、不十分なもの、適切でないもの、あるいは望ましくないもの、と見なされるに至る。これに該当するのは、外国語（中世西ヨーロッパにおけるラテン語や、スラヴ語圏諸国における教会スラヴ語、ノルウェーにおけるリスクモールなどでありうる）ばかりでなく、またはその国特有の文章語が問題になることがある。（中国や日本、アラビア人の国々の一部がその例である）<sup>7)</sup>。これらの過程を引き起こす要因は、くわめて多様であり、複雑であるばかりでなく、その発展の過程も決して簡単ではなく、直線的でもない。転回点があるとは限らず、それぞれの国と時期でそれらは様々な独自の特徴を示すのである...<sup>8)</sup>と Daneš は述べている。

ここで Guchmann は日本に言及しているが、我が国の場合日本特有の状況がある。19世紀末、長い鎖国の眠りから覚めて、目を外国へ、特に欧米へと向けたときの、我々祖先の驚愕は大きかった。このままでは日本は欧米列強の植民地になってしまう。常に日本の師であり、文化の供給源であった清朝中国の例が眼前にあった。日本が独立国として発展するためには、まず欧米に追いつかなければならない。そこまでの自覚を当時の全ての日本人が持ちえたということはあるそうにない。むしろごく少数の人々であったであろう。しかしイニシアティブをとる人々は常に少数派、あるいは個人である。先進欧米諸国に追いつくには、その文物を学び、取り入れなければならない。そのためには「ことば」が必要である。この「ことば」の問題は当時の日本の先駆者たちにとって、絶望的なほど大きな問題だった。新しい事物や、未知の概念を、どう表すか、漢文体に基づく書き言葉をどうするか、漢字を廃して音韻文字を採用すべきなど、当時の知識人にとって、日本の「ことば」は早急に解決しなければならない重要な問題だった。複雑な言語状況の例として「日本語」はまさに日本だけの独自の要素を持っていたのである。

標準語はほとんどの場合母国語ないしは民族語の変種を基にして作られる。変種は地域的な

ものと、機能的なものに大別される。前者は方言、方言混合、コイネなどであり、後者は文化的コイネ、文学語、宗教語、行政語、官庁語、制限付きの標準語などである。発展の過程ではこの二種類の変種の間には関連が生じる。

標準語は初期の段階ではこれらの、またはこれら以外の機能語として使われていたものが多かった。例えばドイツ語は官庁語として書き言葉の伝統を築いてきた。標準語は当然のことながら多機能性を目指す。しかし個別の言語におけるその多機能性は、それぞれの歴史的、社会的条件によって様々である。西ヨーロッパ諸国の民族語は12, 13世紀に重要な標準語として発達した。しかしそれらは学問と教育、また大部分は宗教のことばではなかった。また機能的な完全さということも、現段階では言語学的に完全な定義は与えられていない。

標準語が地域的な変種に基づいて形成される場合、超地域的な変種、これはある意味では矛盾した概念である、が基盤になることが多い。言い換えるなら、出来るだけ大きな地域をカバーする方言である。あるいは多くの方言からの組織的な選択や、この両者の組み合わせの場合もある。その際重要な役割を果たすのは機能的な適応である。もしその共同体（社会）に文化的、政治的、経済的、宗教的中心が存在すると、その都市のコイネの基になっている地域の変種が選ばれる。これに該当するのはフランス語、英語、チェコ語などである。現在では都市における、口頭のコミュニケーションに使われる言語を通用語（Umgangssprache）と呼ぶのが一般的である。ここでコイネは都市での通用語がより洗練されたものと位置づけることが出来るが、決して絶対的なものではない。コイネという用語を使わない研究者も多いからである。その場合は通用語がコイネの代わりに使われるが、通用語的コイネなどという表現にもであうことがある。通用語／コイネは方言と標準語の中間に位置づけられる、ということを理解しておけばよいだろう。

Guchmann は標準語の形成が、特に都市のコイネと結びついていると述べている。次の問題は彼女が三つの次元の最後にあげた文体に関してである。通用語的コイネと標準語の口語的スタイルの間の構造的、機能的境界は流動的であり、その相互の関係は社会的な変化と関連して変わる。例えば19世紀のフランス語と今日のフランス語である。

21世紀に入った現在、多くの国でよく整備された国家規模での標準語を持っている。社会言語学は言語使用の場あるいは状況にも考察の目を向けてきた。我々は意識する、しないにかかわらず、場面に応じた言語使用をしている、あるいは使用する言語を変えている。私的な場面でも標準語が話されていると考えることは現実的ではない。また標準語が必ず標準語的会話体を持つとは限らないようである。このこともそれぞれの社会ごとに異なっている。また標準語的話し言葉がある場合でも、その実際の使用の場では、通用語と並んで使われている。標準語はこの通用語を基盤として発達してきた場合が多いのだが、書き言葉として固定され、その規範的性格を強く持つ故に、時代の変化に取り残されやすい。この古びてしまった標準語に口語

で使われる通用語が影響を与えることがある。すなわち現代化、あるいは民主化の方向への動機になるのである。〈このことは単に前近代国家の中国と日本で起こったばかりではない。このような過程は現代の諸標準語においてもはっきり認められる。〉<sup>9)</sup> ここで言及されている日本の言語運動は「言文一致」のことであろう。話し言葉（言）に、書き言葉（文）を近づけることは、当時の日本語の近代化にとって極めて重要なことであった。しかし同時に（文）に（言）を近づけようという運動もあった、ということをごここで付け加えておきたい。

先に述べたように、標準語は社会的な現象である。政治的、社会的要素が決定的な役割を果たすことがある。現在では言語計画、言語政策として社会言語学の重要な領域になっている。ここでは標準語の形成が統合の方向をとるとは限らない、分化を促すこともあるということに簡単に触れておきたい。方言の存続体の上いくつかの標準語が形成される場合がある。例えばオランダ語は低地ドイツ方言の一つが、オランダが国家として独立したのに伴って、オランダの標準語になった。次に英語のようにいくつかの国で標準語として使われている場合には、それぞれ国家的規模の変異体であり、複数の標準語化された規範が存在するということになる。同じような状況はフランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語等においても考えられる。このような場合に決定的な役割を果たすのは言語上の識別よりも政治的、社会的要因である。ベルギーやカナダのように二つの標準語が存在し、しかもその言語の発展の中心が国外にある場合がある。この独自の状況において標準語は統合ではなく、むしろ分離させる力を持っている。そして潜在的な言語的、文化的、政治的葛藤の源にもなるのである。この事実、言語が共同体にとっては単なるコミュニケーションのための道具としての価値ばかりでなく、心情面やアイデンティティを表すという価値を持っている、ということを示している。

## 2. 標準語を表す名称について

ドイツ語で「標準語」を表す名称は多数存在する<sup>10)</sup>。前章で用いてきた標準語は一貫して Standardsprache の訳語であるが、この Standardsprache はドイツ語では最も新しい名称で、1970年代から使われだした。最近ではすっかり定着しているようである。ドイツ語で最も伝統的な名称は Schriftsprache である。Hochsprache もよく使われたが、もちろん今でも使われているが、何とんでも hoch に価値判断が含まれるということが敬遠される所以である。それぞれの国で標準語を言い表す伝統的な用語がほぼ決まっている。Jedlička<sup>11)</sup> はドイツでもっとも一般的な用語をえらび、その外国語における対応形をあげている。



Literatursprache	franz. langue littéraire	(フランス語)
	russ. literaturnyj jazyk	(ロシア語)
	serbokroat. književni jezik	(セルボクロアチア語)
Schriftsprache	tschech. spisovný jazyk	(チェコ語)
Gemeinsprache	franz. langue commune	(フランス語)
	poln. język ogólny	(ポーランド語)
Standardsprache	engl. standard language	(英語)
	serbokroat. stadardni jezik	(セルボクロアチア語)

この例を見ると、どの国でも同じような用語が使われているとは限らない、ということが分かる。ここではまず Literatursprache があがっているが、それはこの論文が東欧圏の研究者により DDR 時代にかかれたからであろう。ドイツではこの用語はもっぱら DDR で使われた。それはソ連の言語学の影響下にあったからである。ロシアはフランス文化の伝統が強く、この語もフランス語の用語を取り入れたものである。この語がドイツ語のなかへ標準語の意味で取り入れられたのは M. M. Guchmann のおかげであるといっていよう。Guchmann は第 2 次世界大戦中という困難な研究環境のもとで、ドイツ語史研究上基本的な文献となる業績を上げた。この研究の中で、Nationaritätssprache, Nationalsprache, Literatursprache が実証的な裏付けを伴って厳密に定義されたのである。

ところで Nationalsprache は独独現代語辞典では Standardsprache と同義と説明されている<sup>12)</sup>。ここでは、今までこの語 Standardsprache に対して、標準語という訳語を使ってきた。後述する「日本語」の標準語の問題で「国語」を対象とするとき、そのドイツ語の対応語は Nationalsprache とならざるを得ない。しかし Nationalsprache は決して日本語の「国語」ではない。

用語の問題を考えてきたが、標準語が言語現象であるばかりでなく、社会現象であること、政治や社会的要因が決定的な影響を持つということが、名称一つ取り上げても現れていることがうかがえると思う。ところでドイツで標準語を表す最も伝統的な名称は Schriftsprache (文章語) である。この語が示しているように、標準語は文字と本質的に結びついていた。書き言葉の機能について標準語との関連において述べることにしたい。

Schriftsprache が標準語を表すということは、書き言葉が標準語の基になってきたことを示している。標準語成立の史的研究の資料として、現代の録音技術が発明される前までは文書しかあり得なかったわけであるから、書き言葉が研究の対象になってきたのは当然であるが、決してそればかりではない。社会における言語使用の観点からは、標準語形成に至る言語変化に影響を持ってきたのは書き言葉であって、口語、地域的な変種、方言は規範的な言語形式の形

成には関わらなかった、ということが定説になっている。

書き言葉を独占してきたのは社会上層である。標準語形成は歴史的に見れば支配者側からのイニシアティブで行われてきたのである。ここでは言語と社会層の問題ではなく、文字／書き言葉についての理論的な議論を Daneš によって紹介したい。

- ・文字／印刷は標準語の形成と発展にとって最も重要な発明であり、制度であった。
- ・書かれたことば、ないしは規範は、文字によって実現化されうる言語要素であり、その機能は与えられた刺激に対して、保存できる、容易に見通しのきく方法で対応することである。

(Vachek)

- ・すべての標準語は書き言葉である。書くということは、単にことばを表す手段であるばかりでなく、それはまた社会的な文化的な制度を表している。(Gallardo)<sup>13)</sup>

書くことは標準語の構造的な特性に影響を与え、かつ標準語化、すなわち安定性、統一化、保存性、知性化を促進する。書くことは標準語が社会的に普及することに貢献し、情報を保存し、言語を言語学的に扱うことを可能にする。特に現代の言語生活において、文字と（紙）は圧倒的な意味を獲得した。現在ではこれに電子メディアという媒体を加えなければならないだろう。

文字は言語共同体から深く国民に根付いた文化財と見なされる。そのことから文字や正書法の改革に対する一般的な反感がある程度説明される。

標準語と書き言葉の関係をごく簡単に考察した。書くということの重要な機能の一つに安定性があった。標準語の本質についての一般的な説明の最後に、形成と発展の過程で標準語が内包する様々な二律背反について述べた Havránek<sup>14)</sup>を検討したい。

Havránek は本来の言語的發展の中には、いくつかの二律背反的傾向が支配している、ことを指摘している。まず第一に固定／安定—変化という二律背反が問題になる。それは抵抗と受容という心理的ファクターによって結合させられる。すべての言語は自然な状態におかれると常に変化する。すなわち「変化」が言語のありのままの状態である。標準語はそれが社会的機能において十全な効果を上げうるためには十分に安定していなければならない。他方ではしかしながら外的なおよび内的な刺激に対して、反応し、適応し、変化し、自己改革しなければならない。相対立するこれらのファクターの相互調整こそ Mathesius が簡明的確に特徴づけた柔軟な安定性なのである。絶対的な安定性は言語にとっては全く考えられない。

標準語の形成と発展はその機能と位置付けによって条件付けられる特別な法則性に左右される。発展の過程で標準語が使用される領域や、機能上の負担の規模、内容的な構造等が変化する。さらには標準語の担い手の社会層や、標準語の社会での有効性や妥当範囲が変化する。最

終的にはその地域的な広がりや、拡大の範囲が変化する。その際に発展は比較的均等な上昇を示すか、不安定な経過をとるか、あるいは中断したりするのである。

### 3. 国語と日本語について

国語と日本語について柴田武<sup>15)</sup>の記述に基づいて考察する。

まず柴田は国語と日本語は指し示すものは同じであってもことばの意味は同じではない。「中心的意味」は共通であるが、「周辺の意味」が異なると述べ、それを具体的に説明していく。〈「国語」は国家語である。すなわち国家を象徴する言語であって、国家に一つしかないことが期待される、国家固有の言語である。〉<sup>16)</sup> ある民族固有の言語であっても、その民族が国家を形成していなければ、その民族語を「国語」とは呼べないことになる。アイヌ語やバスク語がその例である。また国家の公用語は国語である。「国語」は国家固有の言語であるから、漢語や外来語に対する「和語」の意味でも使われる。また国家に一つの固有の言語ということから標準的ないしは規範的な言語ということになる。すなわち「標準語」または「全国共通語」の意味で用いられる。

ここで柴田は興味深い指摘をしている。それは「国語」はその言語を使用する者どうしの間で好んで用いられる名称だということである。英訳すれば‘our tongue’ないしは若干一般化して‘one’s own language’が該当するとし、‘national language’はむしろ言語政策の対象となる場合の名称だという。ドイツ語では「標準語」を表す名称の中に“Nationalsprache”がある。この概念については後にふれる。

次に「日本語」は日本という地域で行われている、あるいは日本人が用いる言語というだけの、客観的、記述的な名称である。すなわち国家とか固有言語とか標準語の言語等ということとは無関係なのである。

最後に柴田は「国語」と「日本語」のどちらを使うかで日本語という言語に対する態度が異なってきたとして上田万年の有名な句をあげている。〈上田が『国語のため』(1895)の冒頭で述べている「国語は帝室の藩屏なり」は、「国語は皇室の守りである」という意味であるが、こうした強い国家主義的発言は、やはり「国語」ということばにふさわしいものである。〉<sup>17)</sup> としている。さらにはどちらの名称を使うかで同じ言語に対する研究態度ないしは方法が違ってくるとして、大略以下のように述べている。すなわち「国語学」はこの言語の独自性を強調する方向に傾き、他の言語との比較はあまり考えないだろうし、「日本語学」は言語学の日本語を対象とする部門と考えられ、世界の諸言語との比較、対照において日本語の普遍性が強調される方向の研究が行われるであろう、というのである。

柴田のこの発言は1970年代初頭のものである。日本語の領域での社会言語学的考察は「言語

生活」という名称のもとに、むしろ欧米よりはやく始まったとされているが、その創設期から「言語生活」研究に関わった日本語学者として、この記述はこの時点において社会言語学的にきわめて進歩的であるといえよう。現在の国語辞典の「国語」という項目の解説の一つに「日本語の別称」とあることからわかるように、現在でも国語＝日本語という捉え方はごく一般的で、専門的な書物<sup>18)</sup>においても見かけられるのである。

それから30年後の2003年「国語学会」が会員の投票により「日本語学会」と改称することが決定したということが、新聞などで大きく報道された<sup>19)</sup>。

このことは「近代日本語」はほぼ一世紀前「国語」として出発し、日本国家の激動の歴史を共に歩み、第二次世界戦争の敗戦を迎える。この政治的、経済的、文化的に根本的な変革を経験した日本社会において次第に「国語」→「日本語」への傾斜を深めていき、国語教育100年<sup>20)</sup>の2003年「日本語」に到達した、ということ象徴する出来事に思えてならない。しかし上記の柴田の記述に見られる、「国語」と「日本語」のどちらを使うかで、同じ言語に対する態度や研究方法が異なる、ということ肯定するなら、国語学会が日本語学会に改称しただけでは解決できない問題があるといえよう。「国語」は我が国の言語の本質的な部分を示す名称として、生き続けるだろうし、「国語」の研究の意義が失われることはない、と考えられるからである。

ではこの国語はどのように成立したのかを次に考えたい。

先に述べたように「国語」も「日本語」も、我が国の歴史の上で、近代に入ってから初めて出現した語であるといっていよいよだ。イ・ヨンスクは「国語」という単語そのものは、明治になって初めて作られたわけではないが、〈近代的意味が付与された漢語がそうであるように、「国語」は明治日本がその意志を凝縮して誕生させた近代の申し子である〉<sup>21)</sup>としてその受胎と誕生の出生歴を、19世紀に我が国で刊行された欧和辞書や文典において、詳しく調べている。まず1842年に翻刻されたオランダ語の『和蘭文典前編』の安政年間に刊行された、いくつかの訳本における'tale'の日本語訳が検討されている。ここではイによって取り上げられたその他の辞書、文典を表にして示したい。

22)

年号	書名	原語	訳語	補注
1855	和蘭文典前編訳語彙	tale	国語	
1856	和蘭文典読法		<sup>クニゴトバ</sup> 国語	意味：不特定の個別言語の全体をさす普通名詞

1857	訓点和文典	tale	国詞	読み方は 「くにことば」
1867	挿訳英吉利文典	language	国言葉、国詞	読み方は 「くにことば」
1873	府音挿図英和字彙	language	語、言葉、話、 国語、話法、民	コクゴは言語の 全体
	同上	speech	説話、言語、 国語、言葉、 公言、演術、口演	クニコトバは 言葉遣いや発話
1882	増補改訂英和字彙第二版	language	語、言、話、言語、 詞、談、国語、 話法、民	振り仮名なし
1867	ヘボン：和英語林集成 初版			国語なし
1872	ヘボン：和英語林集成 第二版			国語なし
1886	ヘボン：和英語林集成 第三版			国語 採録される

上記の表について若干付け加えると、最後の3行は和英辞書であって、日本語の訳語が問題になっているのではない。この辞書の著者ヘボンが明治の最初期刊行の初版と第2版に「国語」を採録していないことを示している。このことは「国語」が我が国において明治の初期には、まだ市民権を得ていなかったことの証左であるとしてイがあげているものである。

この簡単な表からでも19世紀の我々の先祖が外国語に対応する日本語の表現に苦心している様子がうかがえるとともに、現在ではごくありふれた語彙も、当時は決して一般的ではなかったことが分かる。

これらの訳語は、また日本は国家と民族とその言語がほぼ完全に一致している、世界でも数少ない国の一つであるので、日本人はどうしても言語を国家を単位にして考えがちである、「外国語」、「母国語」、「ニカ国語」等の言い方にそれが現れている、という柴田の指摘を思い起こさせる<sup>23)</sup>。確かに日本人にとって「ことば」には「国」がついていたのである。Languageの訳語の国語は様々な言語を表す普通名詞であるとイは注釈を付けている<sup>24)</sup>。

日本はその地理的環境から国とことばが完全に一致していたので、その言語使用者が、自分たちのことば、という言い方をするのは、ごく当然のことであった、といえよう。単語「国語」の出生歴を見るとそのことが納得させられる。ところで「おらがことば」は国語であって日本語ではない。ではこの日本語はいつ頃から使われ出したのかということに次に考えたい。

「日本語」という呼称の初出については辞書の記述にしたがうよりほかはなかったが、多くの辞書では「日本語」という言語の類型論上の記述に終始し、名称としての初出にはふれられていない。唯一『日本国語大辞典』で「日本語」の項目ではなく、「ニッポン」関連の項目で「日本語で言っておくんなせへ」（西洋道中膝栗毛）<sup>26)</sup>の例が挙がっていた。仮名垣魯文（1829-1894）のこの作品は（1870-76）に成立しているので、「日本語」の初出を19世紀、明治期とすることは許されるのではないだろうか。

我々が我々の言語を日本語と呼んだのはつねに我々以外の「外国」との対比においてであった。日本人にとって上で述べたように、国語という言い方は、ごく自然なものであったが、ひとたび他者の存在と向き合ったとき、我々の言語の客観的な呼称が必要になったのである。したがって第二次世界戦争中日本の統治下におかれた外地において言語教育が必要になったとき、日本語教育がクローズアップされたのであった。またくいまだかつてない、「国語」としての「日本語」が最も必要とされたのは、植民地支配の前線においてだったのである。と小森は述べている<sup>26)</sup>。「国語」は日本国内では方言撲滅運動の手段として、特に沖縄で言語抑圧的に作用した<sup>27)</sup>。方言撲滅運動の手段になったという過去が、現在の我々が「国語」に対して神経質にならざるをえない状況をつり出していると思われる。しかし前に述べたように、「国語」という単語の発生は、我が国の場合ごく自然であったことも事実である。

現在のグローバル化がますます進行する世界のなかで日本もまさにその渦中にある。我々は「おらがことば」を使っていればよかった時代からは、遠く離れている。「国語」→「日本語」は時代の趨勢でもある。

次にドイツ語の“Nationalsprache”に視線を向けたい。

#### 4. Nationalsprache

Nationalsprache は Guchmann が初めて用いた名称ではないが、ドイツ語史研究上における、この用語の重要な概念は彼女によって与えられた。Nationalsprache を Guchmann は〈言語の歴史的発展の特定の段階と結びつけられる概念である...〉<sup>28)</sup>としたが、言語の発展はその言語共同体の社会の発展に伴うものである。従って Guchmann はドイツ民族／国が成立する前段階の言語／ドイツ語を“Nationaritätssprache”と名付けた。〈...社会の歴史的発展において、三つの基本的な人種的な単位が形成された、種族 (Stamm)、準民族 (Nationarität)、民族 (Nation) である。種族は原始社会の人種的な単位である。階級社会と国家の発生に伴って、種族合同の統合や、統一の上に準民族が成立する。(大部分は征服の結果として)。...この準民族はヨーロッパ諸国においては初期封建時代に形成された。ドイツ史上、ガロリンガー朝とオットー帝の王国の時代におけるドイツ準民族の形成には、中心的な役割を果たしたフランク

族と並んでバイエルン族、アレマン族、チューリンゲン族、ザクセン族が関与した。)><sup>29)</sup> Guchmann は16世紀に至るまでこれらの諸部族はまだ単一のドイツ民族を形成していないと、見なしたのである。言語の上からは、12世紀のドイツ語、すなわち“deutsche Nationaritätssprache”の機能は、まだきわめて限定されたものであったとして〈人間の伝達行動の多くの領域ではラテン語が支配的であった。きわめてゆっくりと、きわめて徐々にドイツ語は商業や行政の場の伝達、法律、教会、学校、学問の領域を獲得していった。)><sup>30)</sup>と述べている。“Nation と Nationalsprache”は資本主義の上昇期の時代に成立する。〈諸民族は社会的発展の市民の時代の必然的な産物である。)><sup>31)</sup>と Guchmann は規定し、ドイツ民族語(deutsche Nationalsprache)が成立したとき、ドイツ語はコミュニケーションのほとんどすべての領域を制していた、とする。また Guchmann は〈言語史にとって Nationalsprache や Nationalitätssprache のような概念を使うことは、とりわけ人間の言語活動における社会的なアスペクトを重要視することであり、様々な社会的な条件の下にある言語関係を追求することである。)><sup>32)</sup>従って、言語変化、言語構造等の変化は言語内在的な要因のみでなく、1) 当該の言語の妥当範囲の拡大と、その機能性の拡大、コミュニケーション形式のますます増大する複雑さに伴う変化において、と2) 言語の存在形式のシステム(文学語、方言、通用語、都市方言)とそれらの間の関係に関する変化において、考察されなければならないとする。これらの諸変化が初めて言語の構造上の革新を条件付けるからである<sup>33)</sup>。

“Nationalsprache”についてもっとも重要な概念規定と見なされる Guchmann を検討した。Guchmann はドイツにおける“Nationalsprache”成立の前段階の言語状況を“Nationaritätssprache”としなければならなかった。すなわちドイツにおいては、またヨーロッパの他の諸国においても同様だが、“Nation”は決して自然発生的な、はじめから存在する自明なものではなく、当該の Nation 構成員によって、様々な抗争を経て、自覚的に形成されたものであった。ここに日本における、ないしは日本人の持つ、きわめて自然発生的な「国」意識との本質的な相違があると考えられる。

はじめに述べたように本論は日本とドイツにおける標準語の成立を比較することを目的としていない。きっかけはむしろ国語と日本語の関係であった。近代日本における標準語の成立を考えると、まず出会う問題である。また標準語の成立には、言語外在的な要因が重要な役割を演じる。異なる社会背景を持つドイツ語の場合を考察することは、近代初期の我が国における言語問題の性格の理解に役立つと考えた。ドイツ標準語成立の歴史の上で重要な概念である“Nationalsprache”を検討したことにより、我が国の「国語」の意義が一層明らかになったと考えられる。

文献

1. Besch, W. (1983), Dialekt, Schreibdialekt, Schriftsprache, Standardsprache. Exemplarische Skizze ihrer historischen Ausprägung im Deutschen. In: HSK II. S. 961-990.
2. Burkhardt, Armin. (1999), Deutsche Sprachgeschichte und politische Geschichte. In: HSK I. S. 98-122.
3. Daneš, František (1988), Herausbildung und Reform von Standardsprachen. In: HSK III. Soziolinguistik. Berlin/New York. S. 1506-1516.
4. Guchmann, M. M. (1969), Der Weg zur deutschen Nationalsprache. Teil 2. Berlin: Akademie-Verlag. (Ins Deutsche übertragen von G. Feudel.)
5. Guchmann, M. M. (1970), Der Weg zur deutschen Nationalsprache. Teil 1. Berlin: Akademie-Verlag. (Ins Deutsche übertragen von G. Feudel.)
6. Guchmann, M. M. (1974), Die Sprache der deutschen politischen Literatur in der Zeit der Reformation und des Bauernkrieges. Berlin: Akademie-Verlag.
7. Guchmann, M. M. (1984), Literatursprache und Kultur. Duden-Beitrag 47. Mannheim: Duden.
8. Jedlička, Alois (1982), Theorie der Literatursprache. In: Sprache und Gesellschaft - Beiträge der Prager Linguistik zur Sprachtheorie und Sprachpflege. Berlin: Akademie-Verlag. S. 40-91.
9. Adrados, Francisco R. (2001), Geschichte der griechischen Sprache von den Anfängen bis heute. Tübingen/Basel: A. Franke Verlag.
10. Henzen, Walter (1954), Schriftsprache und Mundarten. 2. Aufl., Bern.
11. Mattheier, Klaus J. (1999), Die Herausbildung neuzeitlicher Schriftsprachen. In: HSK I. S. 1085-1107.
12. Mattheier, Klaus J. (1999), Die Durchsetzung der deutschen Hochsprache im 19. und beginnenden 20. Jahrhundert: sprachgeographisch, sprachsoziologisch. In: HSK I. S. 1051-1066.
13. Reichmann, Oskar (1978), Deutsche Nationalsprache. Eine kritische Darstellung. In: GL2-5.
14. Serébnikow, B. A. (1970), Allgemeine Sprachwissenschaft. München/Salzburg: W. Fink. (Ins Deutsche übertragen von H. Zikmund u. G. Feudel.)
15. 岩波講座 日本語 1 日本語と国語学 岩波書店 1976.
16. 岩波講座 日本語 2 言語生活 岩波書店 1976.
17. 岩波講座 日本語 3 国語国字問題 岩波書店 1977.
18. イ・ヨンスク 「国語」という思想 —近代日本の言語認識— 岩波書店 1996.
19. 大野晋 日本語の教室 岩波新書 岩波書店 2002.
20. 加賀野井秀一 日本語の復権 講談社現代新書 講談社 1999.
21. 加賀野井秀一 日本語は進化する —情意表現から論理表現へ— NHK ブックス 2002.



22. 金田一春彦 林大 柴田武 日本語百科大事典 大修館書店 1988.
23. 金田一春彦 日本語 岩波新書 1957.
24. 小森陽一 日本語の近代 岩波書店 2000.
25. 真田信治 標準語の成立事情 PHP 研究所 1987.
26. 佐藤和之・米田正人 どうなる日本のことば 大修館書店 1999.
27. 柴田武 日本の方言 岩波新書 岩波書店 1958.
28. 高山俊男 漢字と日本人 文春新書 文芸春秋 2001.
29. 築島裕 国語の歴史 東京大学出版会 1977.
30. 倉島長正 国語100年 —20世紀日本語はどのような道を行ってきたか— 小学館 2002.
31. 西尾実 日本人のことば 岩波新書 岩波書店 1957.
32. 丸山真男 加藤周一 翻訳と日本の近代 岩波新書 岩波書店 1998.
33. 安本美典 日本語の成立 講談社現代新書 1978.

## 注

- 1) 例えば 文献5, 12頁。
- 2) Havránek, B., Zur Adaption der phonologischen Systeme in den Schriftsprachen. In: TCLP Bd. 4. Prague 1931.
- 3) 文献3, 1506頁。
- 4) 文献3, 1507頁。
- 5) Koine i) 古代ギリシャの一種の共通語。アテネ方言にアッティカ方言が加わったもの。紀元前4世紀頃から方言差の甚だしかったギリシャの諸都市国家で超地域的に使われた。  
ii) 現代では超地域性を持った標準変種の名称に転用されている。  
Bussmann: Lexikon der Sprachwissenschaft. 2. Aufl. Stuttgart: Kröner 1990. 390頁。
- 6) 文献14, 414頁以降参照。
- 7) 文献14, 438頁。
- 8) 文献3, 1508頁。
- 9) 文献14, 445頁。
- 10) 文献1, Besch は標準語成立過程研究史の上で登場した、標準語を表す名称をその研究概要とともに詳細に説明している。そこにはきわめて多数の名称が挙げられている。
- 11) 文献9, 40, 41頁。
- 12) Duden Deutsches Universalwörterbuch. 3. Aufl. Mannheim / Leipzig / Wien / Zürich. 1996. 1064頁。
- 13) 文献3, 12, 13頁。
- 14) Havránek, Bohuslav (1976), Die funktionale Schichtung der Literatursprache. In: Grundlagen der

## 標準語の諸問題

Sprachkultur. Beiträge der Prager Linguistik zur Sprachtheorie und Sprachpflege. Berlin.

同書には Havránek の論文がほかに 3 編載っており、この趣旨に関する記述がある。

- 15) 文献 1, 3-5 頁。
- 16) 文献 1, 4 頁。
- 17) 文献 1, 5 頁。
- 18) 文献 29, 213 頁に「国語—日本語」とある。
- 19) 例えば朝日新聞 2003 年 2 月 25 日朝刊：改称に揺れた国語学会、「日本語学会」で決着。
- 20) 文献 30, 10 頁に平成 12 年は国語調査会の発足から 100 年の節目の年、とある。
- 21) 文献 18, 72 頁。
- 22) 文献 18, 73-76 頁より筆者が作成した。
- 23) 文献 18, 74 頁。
- 24) 文献 15, 3 頁。
- 25) 日本国語大辞典 [縮刷版] 小学館 1989, 486 頁。
- 26) 文献 24, 178 頁。
- 27) 沖縄における方言撲滅に関しては、「寿岳章子：標準語の問題」に詳しい報告がある。  
文献 3, 167-198 頁。
- 28) 文献 4, 11 頁。
- 29) 文献 4, 11 頁。
- 30) 文献 4, 12 頁。
- 31) 同上
- 32) 文献 4, 13 頁。
- 33) 文献 4, 12 頁。

(おの・みつよ 外国語学部教授)